

千葉県報

号外
令和7年1月24日

号外第3号

主要目次

告示

○ 知事指定薬物の指定

一

告示

告示

千葉県告示第二十七号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）第十一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年一月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 知事指定薬物

1 ニー（エチルアミノ）ーニー（ニーフロロフェニル）シクロヘキサニールーオン及びその塩類

2 ニー「（四ーメトキシフェニル）メチル」ー五ーニトロールー「ニー（ピロリジンーイール）エチル」ーHーベンゾ「d」イミダゾール及びその塩類

3 （ハR）ー六ーアリアルールー（シクロプロパンカルボニル）ーN・Nージエチルー九・十ージデヒドロエルゴリンー八ーカルボキシアミド及びその塩類

4 （ハR）ーー（シクロプロパンカルボニル）ーNーメチルーNー（プロパンーニール）ー六ーメチルー九・十ージデヒドロエルゴリンー八ーカルボキシアミド及びその塩類

5 1から4までに掲げる物のいずれかを含有する物

二 施行期日

令和七年一月二十五日

令和7年1月24日（金曜日）

千葉県報

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八